

新居浜市上下水道局工事成績評定要領

改正 令和3年1月1日

(目的)

第1条 この要領は、新居浜市上下水道局工事検査規程（昭和44年/水道事業管理規程/工業用水道事業管理規程/甲第3号）（以下「検査規程」という。）第18条の規定に基づき、新居浜市上下水道局が契約する工事（以下「工事」という。）の成績評定に必要な事項を定め、工事の品質の確保等を図るため厳正かつ的確な評定を実施し、もって工事受注者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、1件の最終請負金額が250万円を超える工事について行うものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施行状況及び目的物の品質等について評価するものとする。

(評定者)

第4条 第2条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査規程第4条に規定する検査員並びに当該工事を施行する課等の長又は副課長相当職（以下「担当課長」という。）、係長相当職及び監督員（以下「担当係長（監督員）」という。）とする。

(評定方法)

第5条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定者は、次の工事成績採点表の考査項目別運用表に基づき採点を行うものとし、評定にあたっては別紙4「留意事項」を考慮する。

ア 担当係長（監督員） 別紙1「工事成績採点表の考査項目別運用表」

イ 担当課長 別紙2「工事成績採点表の考査項目別運用表」

ウ 検査員 別紙3「工事成績採点表の考査項目別運用表」

3 評定点の算出は、前項の採点をもとに別記第1号様式「工事成績採点表」によ

り行い、評定結果は別記第2号様式「工事成績評定表」及び別記第3号様式「項目別評定点表」（以下「成績評定表等」という。）に記録するものとする。

ただし、既成部分・中間検査においては、別記第3号様式「項目別評定点表」への記録は要しない。

4 完成検査時は、検査に先立ち監督員が各様式を作成し、担当係長（監督員）・担当課長の評定後、検査員が検査を行い評定するものとする。

既成部分・中間検査時は、検査に先立ち監督員が各様式を作成した後、検査員が検査し、評定を行うものとする。

（評定の時期）

第6条 検査員は、検査実施の都度評定を行い、担当係長（監督員）及び担当課長は、工事が完成したとき評定を行うものとする。

（成績評定表の提出）

第7条 検査員は、評定を行ったときは検査規程第18条に規定する検査報告書に成績を記入し、成績評定表等をこの検査報告書に付して、上下水道局長（以下「検査責任者」という。）に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第8条 検査責任者は、工事請負契約約款第32条第2項に規定する検査の結果及び同条第4項に規定する工事目的物の引渡並びに検査規程第17条に規定する成績を当該工事受注者に対して別記第4号様式「検査結果及び成績評定通知書」により通知し、総務担当課において閲覧する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により速やかに公表する。

（評定の修正）

第9条 検査責任者は、評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は評定を修正し、その結果を当該工事受注者に対して別記第4号様式「工事検査結果及び成績評定通知書」により通知するものとする。

（説明請求等）

第10条 第8条又は前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、通知を行なった検査責任者に対して、評定の内容について説明を求めることができるものとする。

- 2 検査責任者は、前項の規定による説明を求められたときは、速やかに別記第5号様式「工事成績評定に係る説明書」により回答するものとする。
- 3 検査責任者は、前項の回答をする場合、成績評定を行った関係者に意見を求めることができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この要領は施行の日以降に実施する検査に適用する。なお平成25年度に契約を締結した工事については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領は施行の日以降に実施する検査に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要領は施行の日以降に実施する検査に適用する。